

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

(答 申)

令和6年（2024年）12月

京田辺市学校教育審議会

はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から令和4年（2022年）2月15日に諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について答申するため、審議を行ってきた。

令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて審議会を6回開催し、短期的に解決すべき課題について検討したものをまとめ、令和5年（2023年）3月に教育委員会に中間答申した。

そして、中長期的に検討すべき課題について多角的な審議を進めるため、令和5年度（2023年度）に、地域の方や学校関係者から学校の現状や課題について意見をもらうことを目的に、地域別懇談会を市内3箇所で実施し、審議会を4回開催して議論を深めた。令和6年度（2024年度）には、児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、こども基本法に基づくこどもの意見表明の機会確保を目的に、小学生アンケート及び中学生ミーティングを実施し、審議会を3回開催して、これまで積み上げてきた議論を基に、改めて課題整理を行い、指針となる望ましい学校規模と対策について審議した。

これら様々な学校に関わる方々のご意見を踏まえて、丁寧に審議を重ね、このたび、偏在の解消に向けた中長期的な対策について、答申を取りまとめた。

目 次

I	学校間の児童生徒数の偏在の現状.....	3
1.	児童生徒数の現状と見通し	
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	学校規模等の現状	
(3)	児童生徒数の見通し	
2.	児童生徒及び地域の方の意見	
(1)	児童生徒の意見	
(2)	地域の方の意見	
3.	現在の対策	
(1)	小学校	
(2)	中学校	
II	学校間の児童生徒数の偏在の課題.....	11
1.	各中学校区、大規模開発地域における課題	
(1)	大住中学校区	
(2)	田辺中学校区	
(3)	培良中学校区	
(4)	大規模開発地域	
2.	市全体からみた課題	
III	学校間の偏在の解消に向けた対策.....	14
1.	望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）	
2.	第1期（令和8年度～令和17年度）の対策	
(1)	学校選択制度の活用	
(2)	新しい大規模開発地域での通学区域の変更	
(3)	その他（学校の特色化の推進）	
3.	第2期（令和18年度～令和27年度）の対策	
	学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置	
	参考資料.....	22

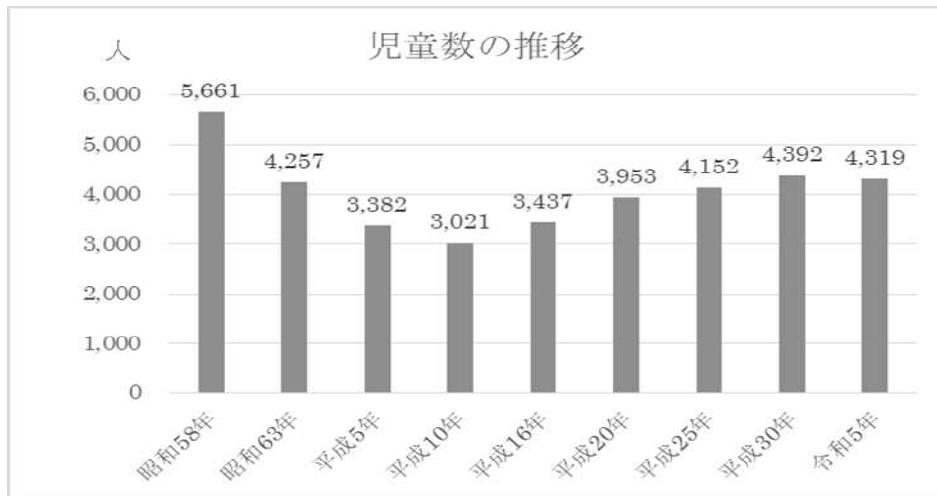
I 学校間の児童生徒数の偏在の現状

1. 児童生徒数の現状と見通し

(1) 児童生徒数の推移

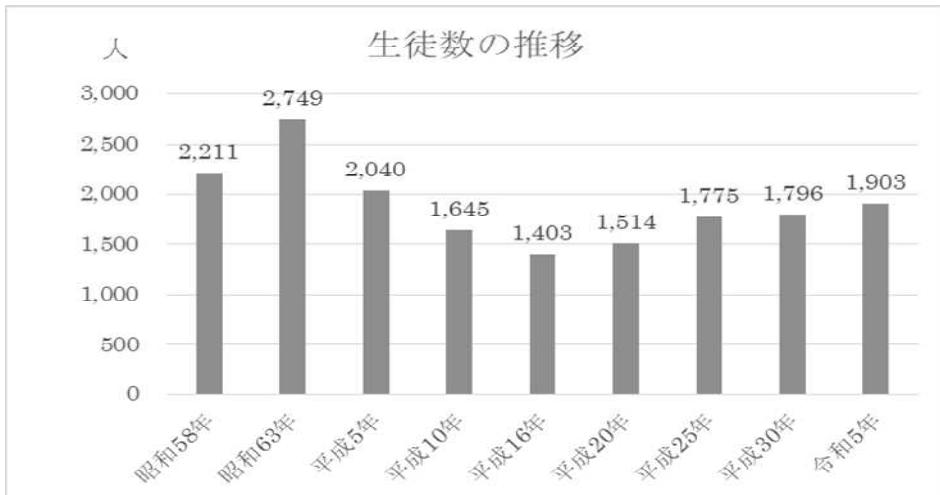
【児童】

- 市立小学校の児童数は、昭和 58 年（1983 年）の 5,661 人をピークとして平成 10 年（1998 年）には約半数の 3,021 人まで減少した。
- 平成 10 年（1998 年）からは増加に転じたものの、平成 30 年（2018 年）頃を境に再び減少傾向にある。なお、令和 6 年（2024 年）は 4,193 人である。



【生徒】

- 市立中学校の生徒数は、昭和 62 年（1987 年）の 2,804 人をピークとして平成 16 年（2004 年）には半数の 1,403 人まで減少した。
- 平成 16 年（2004 年）からは増加に転じ、現在も増加している。なお、令和 6 年（2024 年）は 1,937 人である。



(2) 学校規模等の現状

①学校規模

京田辺市には、市立小学校9校、市立中学校3校がある。

学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条及び第79条において「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」とあり、参考とするべき標準的な規模が示されている。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」といった国の指針等においては、学級数からみる学校規模の分類が示されており、令和6年（2024年）5月1日時点の市立小中学校の学級数をこれらの分類に当てはめた場合、次のとおりとなる。

学校規模		小学校	中学校
過小規模	5学級以下		
小規模	6学級から 11学級まで	普賢寺小学校（田・一部は生） 大住小学校（大） 田辺東小学校（培）	培良中学校
	（標準） 12学級から 18学級まで	草内小学校（培） 桃園小学校（大）	
適正規模	19学級から 24学級まで	松井ヶ丘小学校（大） 薪小学校（田・一部は大） 田辺小学校（田）	大住中学校
大規模	25学級から 30学級まで		田辺中学校
過大規模	31学級以上	三山木小学校（田）	

※当該分類にあたり特別支援学級は含まない。

※各小学校の後の括弧は、校区指定の中学校を示している。((田)：田辺中学校、(大)：大住中学校、(培)：培良中学校、(生)：生駒北小中学校)

②学級編制

1学級当たり学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定により、小学校は35人（35人学級は令和3年度からの段階的導入）、中学校は40人である。

また、具体には、学級編制及び教職員定数は、京都府教育委員会の基準による。

京都府では「京都式少人数教育」を導入しており、独自措置で教員配置の拡充を行い、小学校においては30人程度（30～35人）の学級編制が可能となる配当をしている。各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し、「少人数授業」、「チームティーチング」、「少人数学級」「専科教員配置」を選択できる。

③通学区域

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条の規定では、通学距離は小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内が適正とされており、京田辺市ではこの基準を満たしている。

なお、京田辺市では、学校選択制度を導入したことに伴い、通学費補助を充実させている。

【現行の通学支援】

■京田辺市通学費補助金

保護者の負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、遠距離通学に要する経費の一部を補助している。

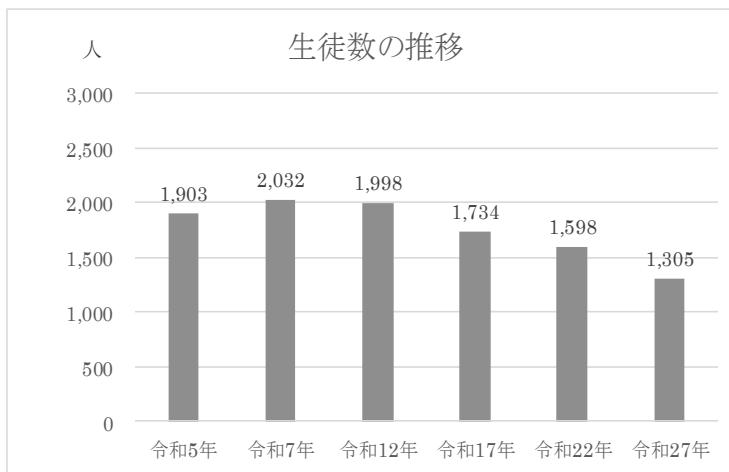
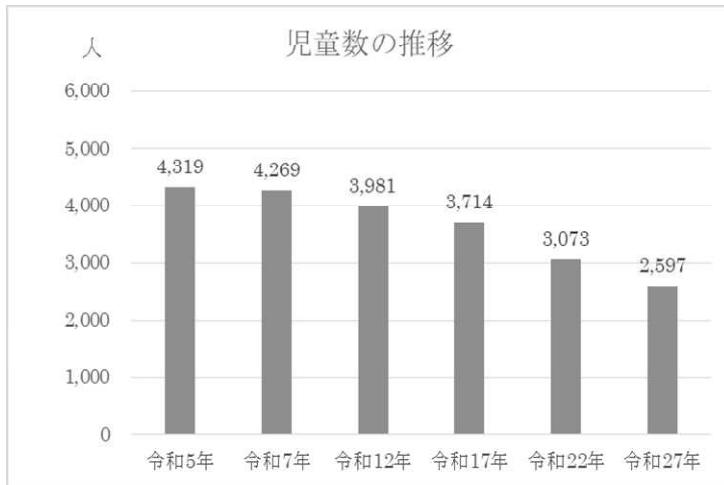
■普賢寺小学校児童送迎車両の運行

天王、打田、高船地区から普賢寺小学校へ通学する児童を対象に送迎車両（無料）を運行している。

（3）児童生徒数の見通し

市全体の人口推計（令和4年度時点）から見た場合、当面は「（1）児童生徒数の推移」でみた傾向が継続する見込みであり、児童数は減少し、生徒数は増加することになる。ただし、令和12年（2030年）頃から生徒数も減少に転じる。その後は、全ての市立小中学校において児童生徒数が減少し、令和27年（2045年）には、現在の人数からすると6割程度にまで減少することになる見込みである。

また、各中学校区における特徴としては、次のとおりである。



【大住中学校区】

全ての小学校及び中学校において児童生徒数は減少する。特に大住小学校(令和6年度:192人)は、減少が止まらず、令和27年(2045年)頃には100人程度になる見込みである。また、松井ヶ丘小学校(令和6年度:592人)は、山手南地域及び山手西地域での住宅開発により、令和7年(2025年)頃から増加傾向に入るが、これまでの最大児童数を超えることはなく、令和15年(2033年)頃には720人ほどで止まり、また減少に転じることになる。

【田辺中学校区】

同志社山手をはじめとする南部地域での住宅開発により、三山木小学校(令和6年度:1,159人)は児童数が急増しているが、令和8年(2026年)頃をピークに徐々に減少し始める。学校規模としては、令和17年(2035年)頃まで過大規模校が継続し、令和25年(2043年)頃まで大規模校が継続する。田辺中学校も令和12年(2030年)頃まで増加し、その後徐々に減少し始めるが、令和19年(2037年)頃までは大規模校が継続する。

普賢寺小学校は、指定校区の児童数はずっと減少しているが、小規模特認校制度の導入により、当面、複式学級とはならない児童数を保てる見込みである。

【培良中学校区】

全ての小中学校で児童生徒数は減少する。草内小学校は令和 22 年 (2040 年) 頃には小規模校となる可能性が高い。田辺東小学校も減少が進み、令和 20 年 (2038 年) 頃には 1 学級児童数に 1 柄となるところが生じ、令和 27 年 (2045 年) 頃には複式学級の可能性も出てくる。そして、培良中学校も減少が止まらず、令和 9 年 (2027 年) 頃からは、全学年で 2 学級が継続していくようになる。

※学校選択制度の導入は令和 6 年度からであり、令和 4 年度時点の人口推計には反映していない。

2. 児童生徒及び地域の方の意見

(1) 児童生徒の意見

児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、また、令和 5 年 (2023 年) に施行されたこども基本法に基づくこどもの意見表明の機会を確保することを目的に、令和 6 年 (2024 年) に小学生にアンケート調査を、中学生に審議会委員が直接意見を聴くミーティングを実施した。その上で、学校に通う当事者である児童生徒の意見を次のとおり整理した。

【総括】

児童生徒らは、自校と他校とを比較する機会がないため、偏在に係る問題意識はほとんど見受けられなかつたが、寄せられた意見からは、大規模校においては、大人数なりの良さはあるものの問題が生じていることがわかつた。また、小規模校においては、その良さが多く挙げられていた。

児童らに学校は楽しいか、学校行事やクラブ活動等は楽しめているかを聴いたところ、学校の規模にかかわらず、ほとんどが楽しいとの回答が目立つた。

生徒らは、学校をより良くするためのアイデアをたくさん持つており、それらを発言する場・コミュニケーションを取る手段や機会が少ないと感じている。

総じて、明るくみんなが仲の良い学校となってほしいことや他の学年や他の学校ともっと交流を持ちたいとの意見があつた。

【大住中学校の意見まとめ】

- ・学校生活において理想的な人数であり、良さの意見が多かった。
(良さ)
教員と生徒の距離が近く、生徒同士の関係性も良好であることや数学は少人数制であること。また、部活動が活発であること等が挙げられた。
- ・学校全体の行事を開催するなどして、異学年同士の縦のつながりをつくりたいと考えている。

【田辺中学校の意見まとめ】

- ・生徒数が多いという良さ、困っていることは学校生活を通して感じている。
(良さ)
人数が多いため、行事をすると迫力があり、楽しいこと。また色々な人と友達になれること等が挙げられ、良すぎて今までいいとの意見があった。
(困っていること)
移動に時間がかかることや委員会活動や部活動も集約に時間がかかること、異学年の交流は難しく、施設も利用に制約があること等が挙げられていた。
- ・現状の学校生活が総じて楽しくより良くするためににはどうすれば良いのかのアイデアをたくさん持っている。

【培良中学校の意見まとめ】

- ・小規模校というイメージを感じさせないほど、学校生活で困っていることよりも良さの部分の意見が多かった。
(良さ)
他学年との壁がなく、行事も全学年で頑張れること。委員会活動や部活動では一人一人に役割や活躍の場があり、意見が言いやすいこと等が挙げられていた。
- ・他校と交流する機会をつくり、また交流の場で学校の特徴をアピールしたいと考えている。
- ・与えられた環境の中で、より良い学校生活を送るためのアイデアをたくさん持っている。

【児童のアンケートまとめ】

- ・学校の規模にかかわらず、楽しいとの意見がほとんどであった。
- ・児童の多い学校では、グラウンドなどがせまいとの回答が多かった。また、学年全員の名前を知らないという回答も多かった。
- ・地域の子ども会への加入は5割強が入っていないとの認識であったが、地域の行

事には7割弱が参加しているとのことであった。

(2) 地域の方の意見

偏在問題に取り組むに当たり、より多角的な審議を進めることができるよう、市内小中学校の現状と課題を把握するため、令和5年度に「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」を市内3箇所（各中学校区で1箇所）で実施した。

総じて、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対して再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があることを実感することとなった。

なお、中学校区の意見のまとめは次のとおりである。

【大住中学校区】

- ・100年を超えた歴史を抱える学校もあり、校区再編となると難しい。
- ・小規模校はPTA活動等学校運営面で負担もあるが、学習生活面では利点も多い。
- ・普賢寺小学校や培良中学校のように特色を生かした取組を進めてはどうか。
- ・通学区域を維持しながらも、市内全域又は中学校区内で選択制度を導入するのはどうか。
- ・即効性があるのはやはり校区再編。過去に分離新設した学校であれば元に戻せば良いのではないか。

【田辺中学校区】

- ・過大規模校では学習面での課題に加え、安全面でも問題があり、早急な解決が必要。
- ・新設校・小中一貫校・低学年分校についてもしっかりと検討すべき。
- ・校区選択制を採用するならば併せてスクールバスも検討すべき。加えて、選択先の学校には留守家庭児童会が併設されているのが条件。
- ・小規模校の子どもたちが進学した学校で戸惑うことがないようにできないか。
- ・各学校の成り立ち・立地から校区再編に対する地元の根強い抵抗感はある。
- ・校区変更で影響を受ける保護者は納得できないという意見が多数ある。

【培良中学校区】

- ・小規模校は教師と子どもたちの距離感が近く、良い面もあるのでそのあたりは大切にした取組を進めてもらいたい。
- ・公立校で差別化するのは公平性に欠く。長期を見越した校区再編を検討すべき。

- ・部活動の面等から小規模校の子どもたちにも学校を選択することができれば良い。
- ・偏在と特色化の議論は同時進行が難しいのではないか。
- ・小規模化のさらなる進行を食い止める施策を早急に検討すべき。地元の人間として廃校というのを避けたい。
- ・小規模校を抱える校区として、他校区からの受入れについて拒むことはない。

3. 現在の対策

(1) 小学校

普賢寺小学校においては、平成 19 年度（2007 年）から市内の全ての校区から通学が可能となる小規模特認校制度を導入している。

特色としては、少人数クラスでの授業であり、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点では、本来校区以外の児童数が本来校区の児童数を超えるほどの入学者がいる状況である。

(2) 中学校

令和 5 年（2023 年）3 月に審議会が行った中間答申を基に、教育委員会において、田辺中学校では教育環境の整備を行うとともに、培良中学校では、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校 わくわくどきどきがとまらない学校～個が輝く・個が高まる～」をコンセプトにした特色化事業を計画され、同校に魅力を感じる生徒が指定校区域以外からも通学できるよう令和 6 年度（2024 年度）から学校選択制度を導入されている。

特色化事業は、きめ細かな指導や体験を通した協働的な活動の実施、外国語教育の推進等を行っており、令和 6 年度（2024 年度）当初は 25 名の生徒が転入学している。

II 学校間の児童生徒数の偏在の課題

1. 各中学校区、大規模開発地域における課題

令和5年（2023年）に実施した「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」を通して保護者や区・自治会代表の方々、学校関係者から直接意見を伺い、令和6年（2024年）に実施した小学生アンケート及び中学生ミーティングを通して児童生徒らから率直な意見や課題を聴き、市立小中学校の成り立ちや現状を把握するとともに、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

（1）大住中学校区

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するに当たっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このような中、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。

また、小規模校におけるこどもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

（2）田辺中学校区

生徒らは、大規模校の良さをはつきりと認識しており、肯定的な意見も多いが、校内の移動や意見集約に時間を要すること、異学年の交流は難しく学校全体での行事はできないこと、グラウンド等の施設利用にあたり制約があることを感じていることが分かった。既に田辺中学校で学校施設の整備等の対応は行っているものの、今後も生徒数は増加が見込まれることから、さらなる対策が求められる。

また、三山木小学校においても大規模校としての問題は児童アンケート等からも意見として挙がっており、迅速な対応が必要となる。

ただし、各学校の成り立ち・立地から、地域の方の現校区に対する強い思いが認められることから、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

(3) 培良中学校区

審議会の中間答申を受けて、教育委員会において令和6年度から培良中学校へ学校選択制度が導入され、一定の成果があったと考える。また、生徒たちは小規模校の良さを実感しており、問題と感じている部分は少ないと言える。しかし、今後も、本来校区からの生徒数は減少する見込みであり、小規模校の良いところを維持しながら、魅力を高めるための特色化事業をさらに展開させる必要がある。

また、田辺東小学校は、現在1学年1学級であるが、児童数の減少が進むことで小規模校としての問題が顕在化していくと考えられる。

(4) 大規模開発地域

田辺中央北地区において約16.2haの大規模開発が進められているが、これまで田畠のみであったところに、新たに住宅建設が始まるということは、非常に大きな影響がある。

当該地域は、田辺小学校区・田辺中学校区になる。田辺小学校は、標準より大きい規模であり、校区内の住宅開発が継続してあることから児童数は今後も横ばいで推移する。また、田辺中学校は大規模校であり、生徒数は同志社山手地区の開発により急増しており、今後も増加傾向にある。新たな住宅建設は偏在問題を助長させ、教育環境の悪化につながることが見込まれるため、早急な対策が必要である。

2. 市全体からみた課題

本市の現状における課題については、地域別懇談会での意見聴取を行い整理したほか、子どもたちからの意見聴取も行ったことで、子どもたち自身に偏在に対する問題意識はないものの、大規模校では施設利用に制限がある等の意見もあり、対策の検討を要する課題があると確認することができた。審議会としては早急に対応すべき事項について中間答申を行い、教育委員会においては一定の対策が進められている。しかし、今後の児童生徒数の見通しからすると、さらなる対策が求められる状況であると考える。

長期的には、京田辺市においても少子化が進行する。全ての学校で児童生徒数が減少することが見込まれることから、各校の良さを維持しつつ、地域コミュニティにおける役割も考慮しながら、一定の学校規模を確保し続けることが、児童生徒の良好な教育環境には必要である。

また、こどもたち自身も学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、それらを魅力ある学校づくりに向けて生かしていく必要がある。

以上、京田辺市立学校の現状と課題について整理し、それらを踏まえた望ましい対策について示したい。

対策を考えるに当たり、児童生徒数の見通しが大変重要であり、市全体で捉えたときに、およそこれからの10年間は、児童生徒数が減少する学校と、一方で増加する学校が混在する時期が続くことが見込まれている。そして、その後の10年間は、全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎えることになる。

これらの変化に合わせて、対策も変化させる必要があることから、最初の10年間を第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））として、その後の10年間を第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））として、それぞれの時期に応じた対策について検討し、答申を行うこととした。

III 学校間の偏在の解消に向けた対策

京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、そして基本方針の一人一人が輝く京田辺っ子を育成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境が必要である。

発達段階や個に応じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得させることはもちろんのこと、豊かな情操や道徳心を培い、心身ともに健康で、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育て、社会性を身につけさせるには、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することが望ましく、そうした教育環境を確保するには、一定規模の学校が必要である。

中間答申においては、短期的に解決すべき課題として、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少を挙げ、教育委員会において施設整備や学校選択制度の導入といった対応がなされているが、児童生徒数の見通しからは、さらなる対策が必要である。

審議会としては、中長期的な対策を考える上で、次の視点を基に、これから京田辺市立学校の指針となる望ましい学校規模、通学区域について示すとともに、学校間の偏在の解消に向けた第1期と第2期の時期に取るべき対策について検討した。

【対策を考える上での視点】

○児童生徒にとってより良い教育環境の提供

児童生徒にとって、より良い教育環境の提供を行えるよう、望ましい学習環境、集団活動が行える学校規模の適正化に努めること。

○中長期的な視点

将来にわたって、より良い教育環境を安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立つこと。

○学校と地域との関わり

学校と地域はお互いに関わり合い、地域コミュニティの核とされてきた歴史的経緯を尊重し、これからも学校と地域はつながりあるものとして、十分に配慮すること。

1. 望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）

①学校規模

【望ましい学校規模】

- ・市立小学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・市立中学校は、12学級以上24学級以下とする。

※ここで示す学校規模とは、特別支援学級を含まない学級数とする。

審議会としては、まず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に示される標準規模や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）で示される適正規模、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」の学校規模の定義等を参考にした。その上で、次の点から、京田辺市の望ましい学校規模を示すものとする。

- ・多様な出会いができる、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編成でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができる。

ただし、学校施設・学校運営の状況や、地域等からの意見を踏まえ、偏在を緩和するための対策が主なものとなる第1期については、次に示す範囲まで許容することとする。

市立小学校は、6学級以上30学級以下とする。これは、児童、教職員ともに影響が大きい複式学級となることは望ましくなく、避けるべきとの考え方であり、また、施設の状況にもよるが、過大規模校となると学校運営や施設利用に支障が生じる等の課題で挙げられた弊害が非常に大きなものとなると考える。

市立中学校は、9学級以上30学級以下とする。これは、クラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成もでき、教科担任による学習指導を行える十分な体制を整えられるのが9学級以上の中学校であり、学習面や生活面において小学校から変化する中で、十分な体制を持って対応する必要があると考えるからである。また、大規模校については、小学校と同じ理由であり、弊害が非常に大きなものとなるおそれがある。

なお、これらの学校についても、長期的には望ましい学校規模となるように対応しなければならない。

②通学区域

【望ましい通学区域】

- ・通学距離としては、小学校4km以内、中学校6km以内が望ましい。
ただし、上記距離を超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間は1時間を超えないようにする。
また、地域とのつながりに十分に配慮したものとしなければならない。

審議会としては、通学距離に関しては、まずは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）を参考にした。国基準は、小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内とあり、これは平成20年（2008年）の文部科学省の「通学制限にかかる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」において当該距離までであれば、児童生徒のストレスが大幅に増加することは認められなかつたとのことである。そして、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」によれば、全国的に学校の適正配置が進んでおり、通学距離が超過する学校も増加していることから、その場合は児童生徒らの心身への影響及び家庭生活での時間を考慮すれば、通学時間を1時間以内とするようにしている。

市立小中学校の現状を見ると、学校を中心とした校区外周までの距離を見た場合に、遠いものでは小学校はおおむね4km、中学校はおおむね6kmである。なお、南部地域においてはスクールバスによる対応を行っている。審議会が行った児童へのアンケート調査は、通学路の安全性の向上について意見はあったものの通学距離、時間に関するものはなく、大半の児童の通学時間は30分以内であった。

通学距離、時間に関する児童生徒への負担、また小中学校の現状等を総合的に検討した結果、国が示す基準が京田辺市においても望ましい通学距離、時間であると考える。

ただし、通学区域として考えた場合、もう一つの重要な点に地域とのつながりがある。道路や河川等の地理的状況、地域が形成されてきた歴史的経緯、地域住民の方の思いを考慮すれば、教育委員会が説明もなしに一方的に設定できるものではない。児童生徒の偏在を解消し、今後の良好な教育環境の確保のために通学区域の変更が必要な場合は、地域へ十分な説明を行うとともに、理解を得て、配慮した形で進めなければいけないものと考える。

2. 第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））の対策

児童生徒の偏在解消に効果的な方法として、学校の統廃合を含めた再配置が挙げられるが、これは在籍している児童生徒への影響が大きく、保護者をはじめ地域住民等の関係者への十分な説明と理解が必要であり、急に行なうことは困難である。また、通学区域の変更についても、児童生徒への影響は大きく、地域と学校との関わりを配慮すれば容易ではない。

その点、学校選択制度は、既に導入実績があり、一定の成果が出ている。児童生徒は自分の個性により合致した学校を選択することができるようになり、選択肢が増えるものである。「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」でも受け入れやすいとの意見があり、他校区への導入は実現可能性が高いと言える。

ただし、新しい大規模開発地域については、住宅建設に伴って現学校への影響が大きいと見込まれる場合、今後の良好な教育環境を確保するためにも、通学区域の変更によりその影響を解消すべきである。

そして、児童生徒は、学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、対話を重ねて引き出し、魅力ある学校につなげることが大事である。

（1）学校選択制度の活用

大規模校については、大規模校としての良さはあるものの、問題が生じていることから、その解消を図る必要がある。学校選択制度は、教育委員会が指定している学校に行くか、大規模ではない別の学校に行くかを児童又は生徒及び保護者が選択できるものであり、対策が必要と考えられる学校を対象として、また、特色化事業と合わせることで児童生徒の偏在を緩和するための対策となるものである。そして、制度導入の際は、積極的に小規模校の対策と合わせて実施することが望ましい。

なお、当該制度は、通学距離が長くなるという問題が生じるおそれがあり、望ましい通学距離を超過する場合は通学時間の基準を満たせるよう、保護者の経済的な負担を緩和した形で、自転車を用いた通学やスクールバスの運行等を含めて多様な通学手段を検討して提供するなど、支援が必要であると考える。

また、学校選択制度を活用していくにあたり、留意すべき点があり、小学校及び中学校は義務教育であって、子どもたちの教育の機会均等を保障し、一定の教育水準を確保することが京田辺市の責務であると言え、安定した学校運営を第一に考えておくことである。必要に応じて定員を設定したり、地域との結びつきが過度に希薄化するがないように配慮し、必要に応じて見直ししなければならない。さら

に、児童生徒や保護者が選択できるよう正確な情報を得る機会を十分に提供する必要がある。

（2）新しい大規模開発地域での通学区域の変更

新しい大規模開発地域において、住宅建設により児童生徒数の増加が見込まれることで、現学校の運営に支障が生じるおそれがある場合、今後の良好な教育環境を確保するために、宅地開発の前までに適切な通学区域に変更すべきである。なお、変更にあたっては、区域が広がることになる学校が将来にわたって大規模校とならないかを見定めた上で、できるかぎり近隣で望ましい通学距離となるよう検討すること。

また、通学区域の変更にあたり、影響を受ける周辺地域については、地域への十分な説明を行うとともに、当面は学校選択制度等の経過措置を設けて対応することが必要である。

（3）その他（学校の特色化の推進）

児童生徒たちは、日々学校に通い、学校のことをよく知っており、より良くするためのアイデアを持っていることから、魅力ある学校に向けてそれらを引き出すための対話を、引き続き行なうことが大事であり、それらが、各校の特色ある取組につながると考える。そして、より良き取組で波及できるものについては、後に他の学校においても取り組むことができるよう教育委員会は支援する必要がある。

また、児童生徒への教育は学校だけでなく、学校を取り巻く保護者、地域の協力が不可欠であり、関係者と意見交換、連携を深めるための取組も進める必要がある。このとき、できるだけ学校に関わるような工夫が必要である。

また、地理的要因等から小規模特認校制度が適している場合については、小規模校の良さを生かして、異学年集団での共同学習や体験学習を計画的に実施するとともに、周辺の学校等とも連携して合同行事等に取り組むことが望ましい。

3. 第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））の対策

第1期の対策を行うことで児童生徒数の偏在の問題を緩和することはできると考えるが、その解消については、統廃合を含めた再配置が必要である。京田辺市は今も人口が増加しており、再配置を進めている他都市とは異なる状況にあるが、第2期では全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎ることになり、将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、避けることはできない対策と言える。なお、たびたび指摘しているが、学校の歴史的経緯を尊重し、地域とは十分な配慮を持って進めていかなければならない。

○学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置

将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、一定規模の学校を確保する必要がある。

児童生徒数の減少が進むということは、小規模校は小規模校のまま長く継続し、またその学級内においても少人数化が進むということになり、クラス替え等も行えず、好ましくない。また、大規模校も見通しでは、第2期の中頃まで継続する見込みである。第1期の対策を行うことで、緩和することはできるが、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためには、学校の統廃合を含めた再配置を行うことが望ましいと考える。

なお、再配置に当たっては、第1期の期間中から児童生徒数の推移を注視し、次の点に留意し、十分に検討した上で、進めなければならない。

- ・頻繁に見直しを行うことは児童生徒、保護者、地域へ影響が大きく、好ましくないことから、長期的な見通しを持つこと。
- ・できるかぎり望ましい通学距離となるようにし、超過する場合でも通学時間の基準は満たし、保護者の経済的な負担等を軽減し、通学支援を合わせて行うこと。
- ・より良い教育環境の確保に向けて、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置を含めた検討を行うこと。
- ・整備には長期の時間を要することから、計画的な学校施設の整備と併せて行うこと。
- ・通学の安全をハード面、ソフト面の両方から対策し、確保すること。
- ・地理的状況から統廃合や通学区域の変更などを行えない場合は、存続を前提として対策を考えること。
- ・保護者をはじめ、地域住民等の関係者へは十分な説明を行い、将来ビジョンを共

有すること。

- ・学校の歴史的経緯を尊重するとともに、地域がこどもを育てる、地域からの学びといったことが教育活動を充実させてきた点を考慮するとともに、コミュニティスクール制度など、地域との結びつきを促進し、協力を得られるための取組を行うこと。
- ・統廃合を行う場合は、児童生徒への影響を考え、従来から相談対応しているスクールカウンセラーだけでなく、一定期間、スクールカウンセラー等を手厚くするなどの体制整備や従来から配置されている教職員を継続して配置したりするなどの配慮を行うこと。

むすびに

本答申は、本市の児童・生徒に対して、将来にわたって良好な教育環境を確保するために必要な取組を、短期、中期、長期に分けて提言したものであるが、これらはそれぞれが独立した取組ではなく、本市を取り巻く状況の変化に合わせて、一連の取組として行うものであるという認識が必要である。

そして、審議を通して感じたことは、児童生徒数の偏在を解消し、学校ごとの特色を生かした教育活動の展開や教育の指導体制の充実を実現させるには、学校や行政だけができるものではなく、児童や生徒らとの対話をより一層進めるとともに、これまで共に学校教育を支えていただいている保護者の方々、地域といった関係者・関係組織と連携し合って、丁寧に取り組んでいくことが肝要であるということである。

また、学校を取り巻く環境は、児童生徒数の減少だけでなく、質的な変化も見せてきており、ＩＣＴのさらなる進展や多様な児童生徒への個別最適な学びの取組も求められている状況であり、それらに合わせた学校施設整備等のあり方も、今後、検討が必要である。

最後に、審議会としては、答申をまとめるに当たり、ご協力をいただいた関係者の皆様に厚くお礼を申し上げるとともに、教育委員会においては、この答申を基に十分に検討され、施策として具体化し、一人一人が輝く京田辺っ子の育成に向けて、着実に取り組まれることを望むものである。

参考資料1 諒問書

京教総第342号
令和4年（2022年）2月15日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖田行司様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡弘高

諒問書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについて
ご審議いただきたく諒問いたします。

1 諒問事項

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

2 諒問理由

京田辺市教育委員会では、これまでから児童生徒数の増加に対応しながら、各市立学校での特色ある教育活動をとおして、将来の京田辺市を担う子どもたちの育成に努めてきました。

しかしながら、本市では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域などが混在するなか、学校間の児童生徒数の偏りが顕著になりつつあります。

このような現状に対して適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動の維持や教員の指導体制の充実を図ることが難しくなるのではと懸念されています。

貴審議会におかれましては、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、ご審議いただきたく諒問します。

参考資料2 京田辺市学校教育審議会の審議経過

1. 京田辺市学校教育審議会

回	開催日	議事内容
令和3年度 第4回	令和4年 2月15日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第1回】 ・京田辺市立学校の現状等について
令和4年度 第1回	令和4年 6月28日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第2回】 ・京田辺市立学校児童生徒数の見込みについて ・学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について
令和4年度 第2回	令和4年 9月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第3回】 ・京田辺市立中学校の課題や教育指針等について ・京田辺市の子どもたちと地域のつながりについて
令和4年度 第3回	令和4年 10月20日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第4回】 ・偏在の解消に向けた対策について ・学校選択制の考え方について ・第1次報告（素案）について
令和4年度 第4回	令和4年 12月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第5回】 ・第1次報告（案）について
令和4年度 第5回	令和5年 3月2日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第6回】 ・中間答申（案）について
令和5年度 第1回	令和5年 7月11日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第7回】 ・これまでの審議経過について ・（仮称）地域別懇談会の実施について

回	開催日	議事内容
令和5年度 第2回	令和5年 9月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第8回】 ・(仮称) 地域別懇談会の実施について ・これまでの答申を受けた市教育委員会の取組について
令和5年度 第3回	令和6年 1月30日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第9回】 ・これから市立小中学校を語る地域別懇談会の結果について ・偏在の解消に向けた対策についてのこどもたちへの意見聴取について
令和5年度 第4回	令和6年 3月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第10回】 ・中長期的な課題に対するこれまでの審議について ・偏在の解消に向けた対策についてのこどもたちへの意見聴取について
令和6年度 第1回	令和6年 7月18日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第11回】 ・これまでの審議経過について ・こどもたちへの意見聴取結果について ・(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプランの策定方針について ・答申骨子案について
令和6年度 第2回	令和6年 9月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第12回】 ・答申骨子案について
令和6年度 第3回	令和6年 11月7日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第13回】 ・答申案について

2. これからの市立小中学校を語る地域別懇談会

校区	開催日	内容
大住中学校区	令和5年 11月18日	【会場】京田辺市立松井ヶ丘小学校体育館 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。
田辺中学校区	令和5年 11月26日	【会場】京田辺市コミュニティホール 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。
培良中学校区	令和5年 12月3日	【会場】京田辺市立田辺東小学校体育館 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。

3. こどもたちへの意見聴取

対象者	開催日	内容
小学生	令和6年 5月27日～ 6月14日	学校規模に応じた児童の現況等を把握することを目的として、学校配付のタブレットによるアンケート調査を実施した。
中学生	令和6年 6月10日	【会場】京田辺市役所4階403会議室 市立3中学校の生徒から、生徒数の偏りの問題や解消する取組について意見を述べてもらうミーティングを開催した。

参考資料3 京田辺市学校教育審議会委員名簿

(令和3年6月29日から令和4年6月27日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	井脇 義治	
京田辺市PTA連絡協議会委員	鈴木 明日香	大住小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	宮谷 浩子	培良中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	尾谷 亨	京田辺市立田辺東小学校校長
京田辺市立小・中学校長	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	安井 秀臣	京田辺市立田辺小学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	岡田 真澄	京田辺市民生児童委員協議会主任児童委員
公募による委員	奥西 沙絵子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	臨床心理士

(令和4年6月28日から令和5年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	谷村 雅昭	
京田辺市PTA連絡協議会委員	稻葉 由佳	田辺東小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	上原 未央	田辺中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	尾谷 亨	京田辺市立田辺東小学校校長
京田辺市立小・中学校長	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	安井 秀臣	京田辺市立田辺小学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	岡田 真澄	京田辺市民生児童委員協議会主任児童委員
公募による委員	奥西 沙絵子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	臨床心理士

(令和5年6月29日から令和6年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村山 久昭	京田辺市區・自治会長連絡協議会委員
京田辺市PTA連絡協議会委員	奥出 芽由	松井ヶ丘小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	佐藤 りん	培良中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	片山 義弘	京田辺市立田辺小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	鐘築 栄滋	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	鳴海 真平	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	淺山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

(令和6年6月29日から令和7年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村井 敦雄	京田辺市區・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	塩田 源志	普賢寺小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	今村 京子	大住中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	淺山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

※令和6年7月31日までの間、前委員の奥出芽由委員、佐藤りん委員は臨時委員として審議に参加された。

参考資料4 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について(中間答申)

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策
について

(中間答申)

令和5年3月

京田辺市学校教育審議会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
3	審議の経過等	3
4	審議の方向性	4
5	短期的に解決すべき課題とその方向性について	4
(1)	田辺中学校への対策について	5
(2)	培良中学校への対策について	5
6	むすびに	7
	諮詢書	8
	資料1	9
	資料2	11

1 はじめに

京田辺市は、公共交通機関が充実し、京都・大阪・奈良へのアクセスが良好なことから、通勤・通学に便利なまちとして発展してきました。

特に、子どもを生み、育てやすい環境が整った本市では、近年、住宅開発が盛んに行われ、若い世代を中心に入口が増加しています。

このような背景から、市立小中学校においては、第2次ベビーブーム世代が学齢期を過ぎ、減少傾向にあった児童生徒数が、平成10年代を底に再び増加し、児童生徒数が急増する学校も見られるようになりました。

このようななか、京田辺市教育委員会は、児童生徒数の増加に対応するため施設を充実させることはもとより、すべての市立学校において特色ある教育活動を通して、将来の本市を担う子どもたちの育成に丁寧に取り組んでこられました。

しかしながら、市内では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域も存在し、学校間の児童生徒数の偏りが顕著となっており、できるだけ早い時期に適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念される状況になってきました。

そこで、学校間の児童生徒数の偏在を解決するために、多角的な見地から検討を重ねるため、市教育委員会は、令和4年2月に、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、本審議会に対し諮問をされました。

本審議会では、この間6回にわたり本市のまちの特徴や市立学校の過去・現在・未来のすがたについて理解を深め、その変遷や将来予測等を踏まえ、各校が抱える課題の抽出から取り組み、偏在の解消に向けた対策について審議を行ってきました。

このたび、現時点における京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、審議の方向性を定めるとともに、現に緊急の対策が必要であると判断した市立学校への対策について、基本的な考え方をとりまとめたので、ここに中間答申を行います。

2 現状と課題

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について検討を進めるにあたり、本審議会では、市域を3分割し、大住中学校区、培良中学校区及び田辺中学校区を検討の単位としました。

これは、本市の歴史的な背景や、市第4次総合計画においてもそれぞれの地域特性に沿ったまちづくりが進められていることを受け、同じ市においても、それぞれ違った成長を遂げている本市のすがたを理解する上で適切であると判断したためです。

大住中学校区は、京阪東ローズタウンの人口が増加していますが、比較的早くから開発されてきた松井ヶ丘、大住ヶ丘地区の人口は減少しており、田園集落の人口も減少している状況です。また、将来的に新たな大規模開発が行われる見込みが少なく、今後は全体として児童生徒数が緩やかに減少していくことが予想される地域です。大住小学校では、すでに1学年1学級運営が行われている学年も存在しており、また、大住中学校についても、今後、生徒数が減少することが予想され、偏在の解消に向けた検討を進めていく必要があります。

培良中学校区は、比較的初期に開発された府営団地や新興戸地区の人口が減少傾向にあります。また、将来的に新たな宅地開発が行われる見込みも少なく、校区全体で児童生徒数が減少していき、学校運営への影響が今後ますます大きくなることが見込まれ、偏在の解消に向けた対策を進めていく必要があります。

田辺中学校区は、民間の住宅開発が継続して実施されており、人口、世帯数とも増加している地域があります。この中で、特に同志社山手地区における人口増は当面続き、三山木小・田辺中の児童生徒数に大きな影響を与えていきます。

一方、普賢寺小学校では児童数の減少に伴い、現在、小規模特認校として市内全域から通学できるといった学校運営が行われていることから、校区内の偏在が最も大きい地域であり、培良中学校区同様に解消に向けた対策を進めていく必要があります。

このように、中学校区ごとの現状と課題を整理した上で、具体的な審議を開始しました。

3 審議の経過等

学校教育は、一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられます。それは、子どもたちの成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが、主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であるからです。このことは、学校教育法施行規則において、小学校で12学級以上18学級以下を標準とすると定められていることからも見て取ることができます。また、中学校の学級数も小学校の規定を準用することとされており、一定規模での教育活動が期待されています。

本市では、住宅開発による人口増加に伴い、児童生徒数が増加している学校が依然として存在し、中でも三山木小学校は普通学級数が30学級を超過しています。一方、大住地域や普賢寺地域では人口が減少している地域があり、これに伴い児童数も減少し、1学年1学級で運営している学校も存在しています。

このように、学校間の偏在が顕在化してきており、適正な学校規模に向けた取組を進めることは極めて重要であると認識に至りました。

しかし、小規模校では「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい」といったメリットがある一方で、大規模校は「集団の中で、多様な考え方触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい」といったメリットも存在していることから、現在における児童生徒数の多寡という側面だけを捉え議論をするのではなく、学校の地域における役割、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模や老朽化による修繕の必要性等も踏まえながら、総合的に判断し、児童生徒にとってよりよい教育環境はどうあるべきかについての議論を行い、その上で偏在の解消に向けた対策を審議していくこととしました。

こうした考え方をもとに、小学校及び中学校の創立から今日に至るまでの軌跡は、多種多様であり、創立150周年を迎える地域コミュニティにおいて重要な役割を果たしてきた学校や昭和40、50年代の市内住宅開発に伴う人口急増に対処するため、新たに創立された学校があることから、まずその状況をしっかりと把握する必要がありました。

特に、多くの小学校では、地域コミュニティにおいて重要な役割を担っており、地域の運動会等交流行事が盛んに行われている、また、地域防災拠点として位置付けられている学校も存在していることから、偏在の解消を検討するにあたり地域と切り離して進めることは難しく、中長期的に丁寧に審議を進める必要があると判断しました。

一方、中学校に関しては、地域との関わりは当然存在するものの、創立の経緯から、小学校と比較すれば緩やかであり、偏在の解消に向けた、短期的に効果が期待できる対策についても一定検討する余地があるのではないかという意見があり、また、発達段階の異なる小学生と中学生に向けた対策を同時に議論することとはせず、小学校及び中学校に対しては、異なった視点で審議を進めるのが適切であるとの認識に至りました。

このほか、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模等から各学校が抱える問題の緊急性についても調査を行うこととしました。

これらの審議を踏まえ、小・中学校が培ってきたそれぞれの特色を尊重し、さらなる特色化についても触れ、校区選択制度の導入、新たな学校の設置、校区の適正化等についての意見交換等を行い、さらに、義務教育課程における子どもたちの健やかな成長を見越した小中一貫教育の導入についての議論も交えながら、まず、今後の審議の方向性を以下のとおりとしました。

4 審議の方向性

- (1) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策については、学校の特色化を進めながら、学校選択制、校区の適正化、小中一貫教育の導入など様々な制度のうち、京田辺市が導入するにあたって最も望ましい制度を慎重に検討するものとする。
- (2) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向け、市立学校が抱える課題を、短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理する。
- (3) 短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申する。
- (4) 中長期的に検討すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮しつつ、偏在の解消に向けた対策を継続して審議する。

5 短期的に解決すべき課題とその方向性について

6回の審議で議論を進めた結果、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けて短期的に解決すべき課題は、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少であるという結論に至り、その解決に向けた対策を中間答申とし

て次のとおりとりまとめました。

(1) 田辺中学校への対策について

田辺中学校については、今後も生徒数が増加することが見込まれるため、生徒数の増加に応じた教職員の配置に努める必要があります。特に、個々の教職員に過度の負担がかからないようにするため、新たな教職員の配置も含めそのサポート体制を充実する必要があります。また、科目によっては習熟度に応じたクラス編成を行う等指導形態を工夫することで、学力・体力の低下を招くことがないよう、学校と市教育委員会が密に連携をとることを期待します。

このほか、必要に応じ、学校施設等に対し豊富な知識を有する専門家の協力も得ながら、生徒数に応じた普通教室・特別教室の整備や設備の確保に向けた計画的な対応を期待します。

また、生徒数の増加に伴い、自転車通学の生徒数も増加することが予想されます。台数に応じた駐輪場を確保するため、改修等対応を行うとともに、通学時の安全を確保するため、警察等関係機関と連携し、交通安全に向けた取組を継続し、時差通学等現在実施している対策についても、よりよいものとなるよう常に見直しを行っていく姿勢で取り組むことが重要です。

なお、学級数の増加による体育授業や運動部の活動といった教育活動については、できるだけ支障が生じないようにするため、同校近隣の施設の利用についても十分検討し、特に、市の施設を積極的に活用していくことを望みます。

(2) 培良中学校への対策について

培良中学校については、今後も生徒数が減少していくことが見込まれることから、生徒数の減少を少しでも緩和できるよう、同校に学校選択制度を導入することを提案します。

学校選択制度については、いわゆる自由選択等複数の手法が存在します。一般的に、導入を検討する際は対象となる学校の状況、通学路上の危険箇所の有無の確認、また、公共交通機関を利用した通学の可能性についても整理を行う等、計画性をもって対応することが求められますので、同校に導入するにあたっては、十分検討を行い、最も適切な手法が採択されることを期待します。また、制度の周知については、十分な期間を設定し、多くの機会を通じ、広く児童・生徒・保護者に知ってもらえるように努めることを併せて期待します。

なお、学校選択制度を導入し、校区を越えて選択される学校となるためには、同校に特色を付与し、多くの児童・生徒・保護者に魅力を感じ、興味を持つてもらうことが非常に重要となります。

特色化を議論するにあたっては、同校の教育目標に沿いながら、生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという視点と、生徒がお互いを理解しながら共に学ぶという視点を大切にする必要があります。

具体的な取組については、今後、学校と教育委員会、そして市が互いに連携を取りながら効果的に進められることを期待しますが、本審議会として、その基本的な考え方を以下のとおりお示しします。

令和3年1月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、ICTの効果的活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を両輪として進め、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導、学習活動、機会の充実を図る必要があるとされています。

培良中学校の特色化を進めるにあたっては、これらを参考にICTを効果的に活用し、少人数指導のより一層の充実を行うとともに、職場体験等を通じた協働的な活動に取り組み、また、専門家による支援も交えながら個の可能性を最大限引き出せるような取組を実施されることを期待します。

また、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請は日々高まっています。このため、外国語、理系科目等の習熟は次代を切り拓く子どもたちにとって非常に重要なものとなり、特に力を注ぐ分野であると考えます。

このほか、他の市立中学校と部活動に関して差別化を行うことも有効ではと考えます。外部の指導者や地域の資源を有効活用しながら、既存クラブの強化、あるいは他校にはないクラブの創設等についても検討を行い、生徒・保護者にとって魅力的なものとなることを期待します。

さらに、同校に関し、上記取組と併行して学校施設及び設備の整備を進めることで、相乗効果が得られるものと考えますので、市と十分協議を行い、計画的に進めて行くことを期待します。

最後に、培良中学校における特色化を検討するにあたっては、同校教職員と調整を行い、理解を得ながら進めていく必要があり、教職員に一方的

に負担を課すような制度設計とならないよう強く要望します。

上記対策については、緊急性を考慮し、実施可能なものから順に取り組むことが重要となります。

また、培良中学校の特色化を進めていくにあたって、まずコンセプトを明確にし、多くの人を惹きつける魅力的なことばで表現することで、大きな効果が得られるものと考えますので、これらの点についても十分に配慮してください。

6 むすびに

この中間答申は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策を本審議会において審議する過程で、短期的に解決すべき課題として整理したものに向けた対策について言及しており、教育委員会においては、早急に対策を講じることを期待します。

なお、今回の中間答申において言及している、田辺中学校及び培良中学校への対策は、当該校で完結するものという捉え方はせず、将来的に検証を行い、効果が認められるものについては、他の小中学校へも波及できるような制度となる必要があります。

今後、本審議会では、この中間答申の内容を踏まえながら、中長期的に検討すべき課題に対し、重点的に審議していくことを予定しており、地域とも連携を図りながら、改めて課題を精査し、本市にとって最善の対策について最終答申を行うものとします。